

障がいのある方への差別をなくすための取組がはじまります

障がいの有無にかかわらず、すべての方がともに暮らす社会の実現をめざして、『障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』が平成28年4月1日から施行されます。


この法律では、「障がいを理由とする差別」をなくすための基本的な事項や、国の行政機関・地方公共団体等・民間事業者における「障がいを理由とする差別」をなくすための支援措置などについて定めています。

◎障がいを理由とする差別とは…

不当な差別的取扱い…正当な理由なく、障がいがあるという理由だけで、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為をいいます。

合理的配慮の不提供…障がいのある方から、日常生活や社会生活上の妨げになるものを取り除くために必要な、何らかの配慮を求める申し出などがあった場合には、負担になり過ぎない範囲で、合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利や利益が侵害される場合も、差別に当たります。

◎この法律の対象範囲

対 象	不当な差別的取扱い	合理的な配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 禁 止	行わなければなりません 【法的義務】
民間事業者 (個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます)		行うよう努めなければなりません 【努力義務】

※詳しくは、町ホームページのほか、内閣府の [ホームページ](#)・リーフレットをご覧ください。

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

平成28年度固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます

縦覧は、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

閲覧は、「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

★縦覧「土地・家屋価格等縦覧帳簿」

縦覧できる人	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の納税者本人または代理人 納税者と同居の親族 納税管理人
お持ちいただくもの	納税者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。

★閲覧「固定資産課税台帳」

閲覧できる人	①	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の納税義務者または代理人 納税義務者と同居の親族 納税管理人 	納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。
	②	借地人、借家人等	賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
	③	固定資産の処分をする権利を有する方	当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状 上記②・③の方は、権利を有することがわかるもの（賃貸借契約書・不動産登記簿など） 		

◆期 間 4月1日（金）から5月25日（水）まで（土・日・祝日除く）

◆時 間 午前8時45分から午後5時15分まで

◆場 所 余市町役場1階 税務課 課税グループ

◆問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115